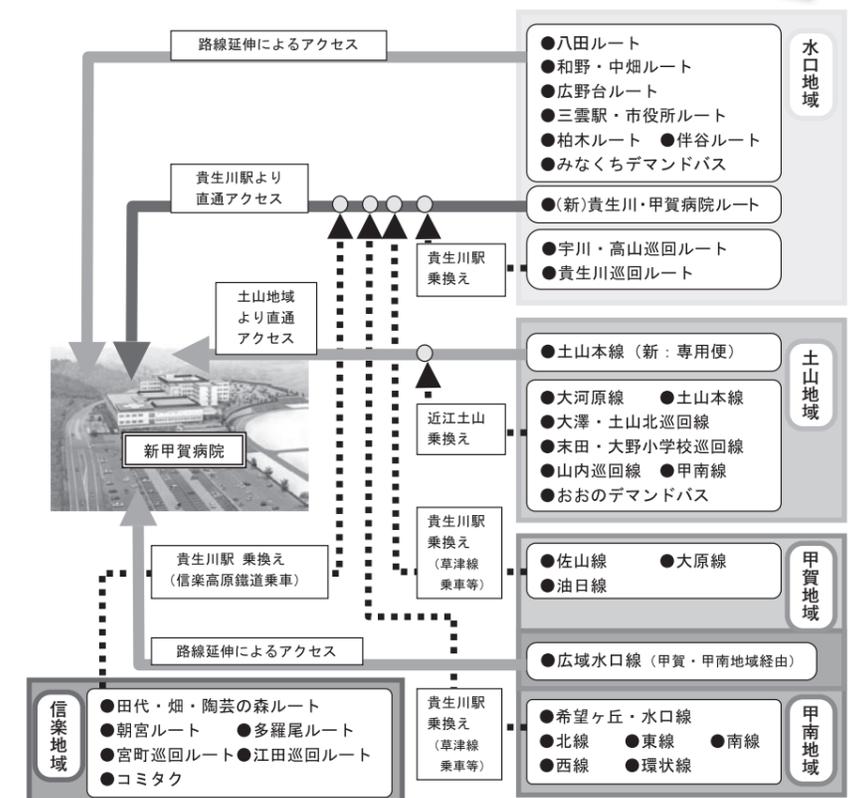
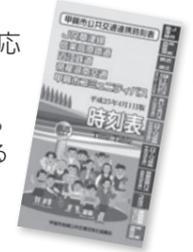


4月1日から コミュニティバス路線を改定

平成25年4月の新甲賀病院開院に伴い、コミュニティバス各路線のコース・便数等を改定します。

主には、新甲賀病院まで各路線の延伸や専用便運行の対応を行います。

- 詳しくは、「甲賀市公共交通連携時刻表」をご覧ください。
3月15日から地域市民センター等、各公共施設でお配りするほか、市ホームページにも掲載しています。
- 路線改定における各路線の新甲賀病院までのアクセス



※新甲賀病院行きのコミュニティバス車両には、「甲賀病院」を表示します

デマンドタクシー 「コミタク」の運賃を改定

信楽地域を運行するデマンドタクシー・コミタクについて、利便性の向上を図るため、平成25年4月1日からコミュニティバス同様の運賃に改定します。

- 1乗車の普通運賃を350円(現状大人)から250円に改定します。
- コミュニティバス定期券、回数券、フリー乗車券も使用可能となります。



問い合わせ
政策推進課 交通政策係
☎65-0672 ☎63-4554

【宿場観光の拠点】 ひと・まち街道交流館 オープン

東海道水口宿の街道沿いに4月1日、「甲賀市ひと・まち街道交流館」がオープンします。

この施設は、水口宿を中心とした市の歴史・文化や観光情報を発信するほか、特産品などの紹介や講演会の開催などに活用される予定です。宿場を散策される方の憩いの場として、また地域の皆さんの交流の場や観光ボランティアガイドの皆さんの拠点として親しまれる施設をめざします。

今後、この施設を活用して土山宿との一体的な観光施策を展開し、かつてのような東海道のにぎわい再生に取り組み予定です。



- 施設の概要**
- ◆名称：甲賀市ひと・まち街道交流館
 - ◆所在地：水口町八坂7番4号
(水口地域市民センター敷地内)
 - ◆TEL：70・3166
 - ◆開館時間：9時～17時
 - ◆休館日：月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

※4月1日(月)は休館日のため、2日(火)から開館します。

問い合わせ
観光戦略推進室 観光戦略推進係
☎65・0708 ☎63・4087

ひと・まちで悩まないで

「悩み相談電話マグネットシート」などを製作

市教育委員会ではこのほど、いじめをはじめ様々な不安や悩みに対する電話相談窓口を記載したマグネットシートを作製し、市内の児童生徒に配布しました。また、いじめ防止の啓発ポスターも作製し、学校や市内公共施設に掲示しています。

いじめは、全国各地で大きな問題となっています。子どもたち一人ひとりが明るく元気に成長していくためには、いじめがあってはなりません。

このマグネットシートおよびポスターのデザイン案は、市内の各中学校の生徒から募集したもので、子どもたちの願いが込められています。配布や掲示のほかにも平成25年度中学校の生徒手帳に各校で選ばれた異なるデザインの電話相談窓口が記載されたページを掲載します。この取り組みにより、様々な悩みを打ち明ける場があることを周知し、いじめ撲滅につなげていきます。



▲市内中学生がデザインした悩み相談電話マグネットシート

問い合わせ
学校教育課 学務係
☎86-8019 ☎86-8380

平成25年度

軽自動車税の減免申請の受付開始

軽自動車税には、身体障がい者・精神障がい者・知的障がい者・戦傷病者の方に対する減免制度があります。ただし、申請者の要件には細かな規定があり、減免が受けられない場合もございますので、詳しい内容につきましてはお問い合わせください。

- 対象車両**
 - 平成25年4月1日時点で、自動車検査証上の所有者が障がい者の方、本人の軽自動車
 - 身体障がい者が18歳未満の場合で、生計同一者が所有する軽自動車
 - 精神障がい者・知的障がい者の場合で、生計同一者の所有する軽自動車
 - 障がい者のみの世帯で構成される為に、障がい者の常時介護者が使用する軽自動車
- ※減免を受けることができるのは、手帳を持つ人1人につき、普通自動車・軽自動車・バイクのいずれか1台のみです。
- 申請期間**

平成25年 4月1日(月)～5月24日(金)

 - ※減免決定までに時間を要するため、申請されても一旦お支払いいただく場合がありますので、できるだけ4月中に申請してください。
 - ※申請期間を過ぎると受付できません。
- 申請先**
 - 税務課
 - 旧支所の地域市民センター (土山・甲賀大原・甲南第一・信楽)
- 持ち物**
 - 減免申請書(税務課および旧支所の地域市民センター(土山・甲賀大原・甲南第一・信楽)に備え付け)
 - 障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のいずれか該当するもの)
 - 主に運転する人の運転免許証
 - 該当車両の車検証
 - 印鑑(本人のもの)
 - 軽自動車税納税通知書(届いている場合のみ)
 - ※「生計同一及び常時介護者」の場合は上記以外に別途書類が必要となります。

問い合わせ
税務課 市民税
☎65-0679 ☎63-4574